

令和 3 年 度

姫路市内部統制評価報告書審査意見書

姫 路 市 監 査 委 員

令和 4 年（2022 年） 8 月 1 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰 様

姫路市監査委員 甲 良 佳 司

同 芝 野 稔

同 井 上 太 良

同 竹 尾 浩 司

令和 3 年度姫路市内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 3 年度姫路市内部統制評価報告書について、次のとおり、審査意見書を提出します。

令和３年度 姫路市内部統制評価報告書審査意見書

姫路市監査基準に準拠し、地方自治法第１５０条第５項の規定により、同条第４項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和４年８月１７日

姫路市監査委員	甲	良	佳	司
同	芝	野		稔
同	井	上	太	良
同	竹	尾	浩	司

１ 審査の対象

令和３年度姫路市内部統制評価報告書

２ 審査の着眼点

監査委員による令和３年度姫路市内部統制評価報告書の審査は、姫路市長が作成した内部統制評価報告書について、姫路市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

３ 審査の実施内容

令和３年度姫路市内部統制評価報告書について、姫路市長及び内部統制評価部署から報告を受け、「姫路市監査基準」に準拠し、「内部統制評価報告書審査手続」に基づき、必要に応じて関係部署に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

４ 審査の結果

令和３年度姫路市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、不当要求行為に係るリスク対応に関する評価手続及び評価結果を除き、記載はおおむね相当である。

５ 意見

- (1) 不当要求行為に係るリスク対応に関して、まず、整備状況については、再発防止に向けた改善策２４項目のうち令和３年度に取組が行われたものは７項目で、いまだ整備の途上であることから、不備の是正

に向けた対応を進められたい。次に、運用状況に係る評価手続及び評価結果については、どのような資料や調査により検証や確認が行われたのか明らかでないことから、有効に運用されていると評価するのは相当ではない。モニタリングを適切に実施されたい。

- (2) リスク評価シートについて、定期監査で指摘した事項が不備として把握されていないものがあつた。また、自己評価が漏れているもの、内部統制評価部署による評価が漏れているものなど記載事項の不備が複数あつた。内部統制の整備及び運用が形骸化することのないよう内部統制推進部署及び内部統制評価部署が緊密に連携し、庁内各部署と意思疎通を図り、取組を進められたい。
- (3) 市長の事務部局以外の行政委員会等についても、市長による総合的統一的運営を図るためには、市長の下に内部統制制度に取り組むことが効果的であると考えられるので、他都市の事例を参考にして対応を検討されたい。